

大田区役所エコオフィス推進プラン

第4次計画（平成27～31年度）

【改定版】

大 田 区

「大田区役所エコオフィス推進プラン」 第4次計画の策定にあたって

区役所は様々な行政サービスを区民に提供しています。こうした事務事業を執行する立場から環境への配慮、地球温暖化対策を実施することを目的に、平成12年（2000）3月に大田区役所エコオフィス推進プラン（第1次計画）を策定しました。現在の第3次計画が平成26年度（2014）で終了することから、平成27年度（2015）から5か年の第4次計画を策定することになりました。

この間、国際的な地球温暖化対策の取組として、平成9年（1997）に京都で第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。京都議定書は平成17年（2005）に発効され、我が国は「2012年までに1990年比マイナス6%」を掲げ、国、地方自治体、事業者など国民全体で削減の取組を行ってきました。平成26年（2014）、国は削減量マイナス8.4%と発表し、国際的公約を達成することとなりました。

現在、これに続く京都議定書第二約束期間に日本は参加しておりませんが、第16回気候変動枠組条約締約国会議（COP16）でのカンクン合意に基づき、2020年度までの削減目標を2005年度比マイナス3.8%として気候変動枠組条約事務局に提出いたしました。しかし、この目標は、今後のエネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的目標を策定することとなっております。また、2020年以降の削減目標について先進国と発展途上国間と協力した国際的枠組みづくりが現在検討されているところです。

大田区においても平成24年3月に策定した大田環境基本計画を基本として、更なる地球温暖化防止の施策を推進していくことが必要となります。

平成23年（2011）の東日本大震災は多方面に影響を及ぼしましたが、エネルギー問題という課題が提示されました。特に電力需給について現在も議論が交わされています。大田区でも節電対策を強化し、電力需要側の責任を果たそうと努めてきましたが、今後も継続した取組が必要となります。そのためには、職員が自身の業務を顧みてエネルギーや資源の無駄はないか、努力できるところはないかという視点で一丸となって地球温暖化防止に取り組むことをお願いするところです。未来のために次の世代のために出来ることから進めていきましょう。

平成27年（2015）3月 大田区長

目 次

第1章 基本的事項

1	プランとは	1
2	プランの背景	1
3	プランの対象範囲	2
4	プランの期間	2

第2章 目標と取組

I	温室効果ガス削減目標	3
II	課題別目標と具体的取組	
1	省エネルギーの推進	4
2	環境にやさしい製品の利用促進	7
3	廃棄物の発生抑制	9
4	環境にやさしい施設整備	11

第3章 推進・点検体制

1	プランの策定・進行管理 (Plan)	13
2	各部局におけるプランの推進 (Do)	13
3	プランの点検 (Check)	13
4	プランの見直し (Action)	14
5	研修等	14
6	結果の公表	14

資料		16
----	--	----

第1章 基本的事項

1 プランとは

「大田区役所エコオフィス推進プラン」は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）であり、また、環境マネジメントシステム（EMS）の役割をもつ。

2 プランの背景

大田区では、1997年（平成9年）3月に区が率先して環境への負荷を低減させることを目的として、「大田区役所エコオフィス推進プラン」を策定した。

1997年（平成9年）12月、京都で開催された地球温暖化防止に関する国際会議では、各国における温暖化の原因となる温室効果ガスの削減目標が数値化されたことにより温対法が制定され、地方公共団体においては、自らの事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減に関する実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に向けて行動すること、またその結果を公表することが義務づけられた。

そのため、「大田区役所エコオフィス推進プラン」を実行計画として位置づけ、温室効果ガス削減の数値目標を掲げ、地球温暖化防止に向けた組織的な取組を以下のとおり推進してきた。

第1次計画 2000～2004年度（平成12～16年度）

第2次計画 2005～2009年度（平成17～21年度）

第3次計画 2010～2014年度（平成22～26年度）

この度、「大田区役所エコオフィス推進プラン」の第4次計画を策定するにあたり、前提となる社会的背景は以下のとおりである。

2013年（平成25年）11月、政府は、2020年度までの温室効果ガス削減目標として、2005年度比3.8%削減を気候変動枠組条約事務局に提出した。ただし、この目標は今後のエネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を策定するとされている。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、省エネ法という）が改正され、2014年（平成26年）4月から、東日本大震災以降の電力需給ひっ迫に対応するため、電力需要家への電力需給の平準化が課せられた。

以上を踏まえ、2000年度（平成12年度）に策定した「大田区役所エコオフィス推進プラン」の第4次計画として新プランを策定し、大田区役所全体で地球温暖化防止への取り組みをより一層推進していくこととする。

3 プランの対象範囲

プランの対象範囲は、区が実施する事務・事業全般とする。

また、二酸化炭素排出量、エネルギー消費原単位等を算定する庁舎等については、区の所有、管理する施設とする。指定管理者施設、委託施設等についても数値目標の対象とする。
(民立民営施設は本プランの対象外)

※住宅、介護入所施設等入居者のためにエネルギーを使用している施設は対象外とする。

4 プランの期間

2015～2019年度（平成27～31年度）までの5か年計画とする。

※ プランの改定

改定日 平成28年12月9日

二酸化炭素排出量、エネルギー消費原単位、上水道の削減目標を10%削減から15%削減に引き上げた。

改定理由

- (1) 平成27年度時点で目標水準に達している。
- (2) 国の新目標との整合を図る。

なお、改定後の削減目標は平成28年4月1日から適用する。

第2章 目標と取組

I 温室効果ガス削減目標

地球温暖化が原因とみられる平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害の観測がみられており、温室効果ガスの排出量削減は国際的な重要課題となっている。全職員が区の事務・事業活動にともなう環境影響を自覚し、プランの目標達成に向けて積極的に取り組んでいく。

[削減目標]

二酸化炭素排出量を 2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）比で 15%削減する。

[課題別目標]

1 省エネルギーの推進

- (1) エネルギー消費原単位を 2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）比で 15%低減する。
- (2) 庁舎等で使用する上水道の使用量を 2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）比で 15%削減する。
- (3) 庁有車の使用にともなう燃料の使用量を抑制する。

2 環境にやさしい製品の利用促進

- (1) グリーン購入を推進する。
- (2) コピー用紙の使用量を 2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）以下に削減する。

3 廃棄物の発生抑制

- (1) 庁舎等で発生する廃棄物の排出量を 2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）以下に削減する。

4 環境にやさしい施設整備

- (1) 区が発注する工事では、発生する建築廃棄物の削減並びに環境にやさしい建築材料、ノンフロン機器又は低 GWP（地球温暖化係数）機器の採用に努める。
- (2) 庁舎等における緑化推進及び雨水利用を図る。
- (3) 庁舎等における再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の利用を推進する。
- (4) 空調機等からのフロン類漏えいの防止に努める。

II 課題別目標と具体的取組

1 省エネルギーの推進

電気、都市ガス、地域冷暖房熱量及び燃料の使用量を削減することは、そのまま温室効果ガスの排出抑制につながる地球温暖化防止の重要な取組である。

(1) エネルギー消費原単位を2019年度（平成31年度）までに2009年度（平成21年度）比で15%低減する。

[具体的取組]

●空調

- 1 庁舎等の空調は室内温度（冷房28℃、暖房20℃）を目安とする。
- 2 空調温度への理解を得るため、窓口に表示を行うなどの工夫をする。
- 3 夏季の冷房使用時には、直射日光を遮るため、ブラインドやカーテンを活用する。また、各庁舎においては、緑のカーテンに積極的に取り組む。
- 4 冷暖房使用時には、窓や出入口の常時開放に注意する。
- 5 中間期（4～5月、10～11月）は外気導入を活用する。
- 6 冷暖房の余熱利用を活用し、早めの停止を心がける。

●照明

- 1 昼休みや残業時には、業務上必要な箇所を除き消灯する。
- 2 必要に応じて、照明スイッチ付近に配電図を貼り、点灯・消灯の誤りを防止する。
- 3 照明箇所の点検を実施し、間引き消灯や時間短縮などにより節電を図る。
- 4 白熱電球を使用している場合は、できるだけ速やかに電球型蛍光灯、LED照明に交換する。
- 5 自然光を活用する。

●OA機器

- 1 OA機器の節電・待機モードを効果的に活用する。
- 2 OA機器を長時間使用しないときには、業務上支障のない限り電源をオフにする。
- 3 退庁時には、業務上支障のない範囲でOA機器の電源プラグを抜く。
- 4 離席時には、画面表示電力削減のためノートパソコンのフタを閉じる。デスクトップパソコンの場合にはディスプレイの電源を切る（スイッチはこわれやすいので注意する）。

●その他

- 1 ガスコンロは加熱対象から炎がはみ出ないように火力調節する。
- 2 シングルレバー混合栓での冷水使用時は、給湯器が作動しない位置までレバーをきっちりまわす。

- 3 直近階へ移動の際は、エレベーターの利用を控える。
- 4 庁舎等の管理者は、検針票の点検、電力監視装置の導入、ビルの省エネ診断の活用等により、エネルギー使用量の抑制が適切に行われるよう管理する。
- 5 執務時間内の事務処理に努める。
- 6 デマンド監視装置を活用し、電力のピークカットに取り組む。
- 7 夏季（7～9月）は電力の需給状況に応じて、具体的取組に記載する節電対策を強化する。
ただし、執務環境や区民サービスに配慮する。

[組織的取組]

- 1 効率的な事務の遂行に努め、ノー残業デーを推進する。
- 2 夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズを推進する。
- 3 フィルター清掃等、設備・機器の保守管理を徹底する。
- 4 庁舎等の照明は、人感センサーやLED照明の導入を推進する。
- 5 空調機の更新時には、施設に最適な冷暖房システムに変更する。
- 6 自動販売機の台数を削減する（福祉活動資金として設置しているものは除く）。
- 7 省エネ診断等を行い、庁舎等の問題点を検証し、改善する。

(2) 庁舎等で使用する上水道の使用量を2019年度（平成31年度）までに2009年度（平成21年度）比で15%削減する。

[具体的取組]

- 1 取り付け可能な蛇口には、シャワー型節水器を設置する。
- 2 蛇口の下にある調節バルブを絞り、流量を調節する。
- 3 水道使用の際には、節水に心がける。
- 4 トイレ、水栓などは、自動水栓もしくは節水型の機器を導入する。
- 5 庁舎等の管理者は、上水道使用量をチェックし、漏水箇所の有無や節水が適切になされているかを点検する。

(3) 庁有車の使用に伴う燃料の使用量を抑制する。

[具体的取組]

●自動車使用の抑制

- 1 基本的には、自転車や公共交通機関を利用し、庁有車の使用を控える。
- 2 相乗りにより、庁有車の効率的利用を図る。
- 3 毎週水曜日はノーカーデーとし、極力自動車は使用しない。
- 4 庁有車の燃料使用量を管理し、燃料削減に努める。

●省エネルギー運転の励行

- 1 不要なアイドリングの停止を徹底し、急発進、急ブレーキ、空ぶかしなどをしないエコドライブに努める。
- 2 タイヤの空気圧調整など車両整備を徹底する。
- 3 車内の冷暖房を適正温度とする。

[組織的取組]

- 1 「庁有車への低公害車導入指針」に基づき、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の低燃費、低公害な自動車を積極的に導入する。
- 2 視察会等で使用するバスも低燃費、低公害な車両を選択する。

2 環境にやさしい製品の利用促進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組。「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下、「グリーン購入法」）第10条（平成13年4月施行）では、地方公共団体は毎年度、環境物品等の調達方針を作成し当該方針に基づき、物品等の調達に努めることとしている。

(1) グリーン購入を推進する。

[具体的取組]

●購入前

- 1 常時使用しないものは、他の部局からの借用を検討する。
- 2 備品、消耗品類については、グループウェアの「グリーン掲示板」を確認する。

●購入時

- 1 カタログ用品以外のグリーン購入ガイドライン対象品目については、原則ガイドラインの基準を満たすものを調達する。
- 2 グリーン購入ガイドラインの対象品目以外の物品、またサービス調達の際にも、環境情報の入手に努め、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品など、できるだけ環境負荷の少ないものを調達する。

●使用時

- 1 常時使用しないものは、部や課で管理する。

[組織的取組]

- 1 グリーン購入法に沿った体制を整備する。
- 2 グリーン掲示板の利用促進及び周知を図る。
- 3 グリーン購入ガイドラインの利用促進及び周知を図る。
- 4 エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具（家庭用）の5種類を購入するときは、「統一省エネルギーラベル」が4つ星以上（満点は5つ星）の機器を選択する。
- 5 カーボンフットプリント（CFP）が表示されている製品については、CO₂排出量の小さい製品を選択する。
- 6 電力の調達においては、環境配慮契約法に基づく契約を推進する。

(2) コピー用紙の使用量を2019年度(平成31年度)までに2009年度(平成21年度)以下に削減する。

[具体的取組]

●部数削減

- 1 会議資料、印刷物、報告書等を作成するときは、ページ数や部数を最小限とする。
- 2 ファイリングにより文書を共有化することで作成部数を削減する。

●コピー・印刷

- 1 両面コピーを徹底する。
- 2 プリンター印刷の前には、記載内容を印刷プレビューで確認し、誤印刷を防止する。
- 3 印刷は「両面印刷」を原則とする。
- 4 可能なものは縮小機能を活用して枚数を削減する。
- 5 ミスプリント防止のため、コピー機は使用後必ずリセットする。
- 6 簡易印刷機での印刷の際は、電子データ(USBメモリを利用)による製版・印刷方法を活用する(印刷品質の向上にもつながる)。

●再利用

- 1 庁内文書については、使用済用紙の裏面を活用する(平成10年1月20日付総総発550号「使用済用紙の裏面活用」の基準に従い使用する)。
- 2 ポスター・チラシ類は、可能な限り裏面を活用する。

●情報化

- 1 回覧や庁内文書は、グループウェアを積極的に活用する。
- 2 対外向けの資料送付等は、個人情報や業務上の機密情報を除き、電子メールを利用する。
- 3 タブレット端末を活用し、資料のデータ化による紙資料の削減を図る(ペーパーレス会議)。
- 4 ホームページで情報提供することにより、対外向け印刷物の発行部数を削減する。
- 5 文書等は、適宜整理した上で電子保管化する。

[組織的取組]

- 1 グループウェアの活用や情報化の推進により、事務文書量を削減する。
- 2 在庫管理を適切に行い、コピー用紙の過剰購入を控える。
- 3 業務の進め方をペーパーレスに転換していく。

3 廃棄物の発生抑制

廃棄物の削減は、焼却時におけるダイオキシン類や窒素酸化物などの大気汚染物質の発生抑制とともに地球温暖化防止としても大切な取組である。廃棄物削減のために、Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3Rの取組を推進する。

(1) 庁舎等で発生する廃棄物の排出量を2019年度（平成31年度）までに2009年度（平成21年度）以下に削減する。

[具体的取組]

●Reduce（ごみ減量）

- 1 購入した物品等の長期使用を心がける。
- 2 物品等は詰め替えが可能な製品を利用するなど、ごみ減量につながる製品を使用する。
- 3 物品購入の際には梱包資材を業者が引き取る契約にする。
- 4 使い捨て容器を使用している弁当などの飲食品は、なるべく購入を避ける。
- 5 不要なものを購入しないよう在庫の確認をする。
- 6 厨房や給食で発生する生ごみは、しっかり水気を切ってから出す。
- 7 分別回収ボックスを事務室内に適切に配置し、個人ごみ箱を減らす。
- 8 可能な限り施設利用者にごみの持ち帰りを呼びかける。
- 9 ごみ袋に少量しかない場合は、一定の量がたまってから排出する。
- 10 学校等で排出される剪定ごみは、効率的に収集するため、細かく切り刻んだ上で、ごみ袋いっぱい詰め込むようにする。
- 11 イベントや行事等の開催で排出されるごみの減量に努める。「イベント開催時の環境配慮のご案内」（大田区地球温暖化対策地域協議会 発行）を参考とする。

●Reuse（再利用）

- 1 再利用可能な備品、消耗品などは、グループウェアの「グリーン掲示板」に掲出する。
- 2 事務所や倉庫の整理の際に発生した物品は、グループウェアの「グリーン掲示板」に掲出するなど再利用に努める。
- 3 コピー機、プリンター、印刷機のカートリッジは、リサイクルに努める。
- 4 使用済のフラットファイルは、表紙を貼るなどして再利用する。
- 5 故障した機器はできるだけ修理して使用する。

●Recycle（再生利用）

- 1 新聞・雑誌・ダンボール（古紙）、ミックスペーパー、ビン・缶・ペットボトル（資源）の分別回収を徹底する。
- 2 できるだけマイカップ・マイボトル、マイ箸を使用するように心がける。

[組織的取組]

- 1 ごみ分別を推進員（係長）がチェックする。
- 2 食品残さのリサイクル方法を検討する。

4 環境にやさしい施設整備

庁舎等に再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入することは、長期間にわたり大幅なエネルギー削減が期待できる。

また、高い温室効果をもつフロン類を使用した空調機等については、適正な管理を推進する。

(1) 区が発注する工事では、発生する建築廃棄物の削減並びに環境にやさしい建築材料、ノンフロン機器又は低 GWP（地球温暖化係数）機器の採用に努める。

[具体的取組]

- 1 既存の庁舎等の長期使用に努めるとともに、新たに整備する際には長期使用できるよう設計や材料に配慮する。
- 2 コンクリート打設時に用いる型枠を熱帯材型枠ではなく、再利用可能な代替材型枠を使用するように努め、コンクリート塊やアスファルト塊等の建築副産物の再利用にも努める。
- 3 建設資材は、環境にやさしい建築材料（エコマテリアル）の採用に努める。
- 4 VOC（揮発性有機化合物）の発生を抑えた塗装方法の採用に努める。
- 5 断熱性の高い建築材料の採用に努める。
- 6 遮熱性塗料の採用に努める。
- 7 フロン類を使用した機器の更新時には、ノンフロン機器又は低 GWP（地球温暖化係数）機器の採用に努める。

(2) 庁舎等における緑化推進及び雨水利用を図る。

[具体的取組]

- 1 道路に接する部分に緑を確保する接道緑化をはじめ屋上や壁面、ベランダ等の緑化、緑のカーテンを推進する。
- 2 雨水を施設の雑用水の一部として利用するとともに、各種節水システムの採用に努める。

(3) 庁舎等における再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の利用を推進する。

[具体的取組]

- 1 庁舎等を新設、改修する場合は、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。また、省エネ法の中長期目標を達成するように設計する。
- 2 災害対策活動の拠点や避難者の受け入れ施設等には、施設ごとに必要とされる災害発生時に担うべき役割に対応するため、再生可能エネルギーによる発電設備の設置及びそれより電力を供給する設備への省エネルギー性の優れた設備の導入を検討する。
- 3 エネルギー消費効率の高い設備機器の導入を推進する。
- 4 外壁、屋根、床、窓及び開口部の断熱性の向上を図るため、遮熱性塗料や複層ガラス等の活用を推進する。
- 5 ESCO 事業の活用を検討する。
- 6 庁舎等や街路灯への LED 照明の導入を推進する。

[組織的取組]

- 1 「大田区公共施設整備計画」後期（平成 26～30 年度）に基づき、環境にやさしい施設整備を進める。

(4) 空調機等からのフロン類漏えいの防止に努める。

[具体的取組]

- 1 庁舎等の管理者は、建物で使用する空調機等の定期点検を実施し、冷媒として充填されているフロン類の漏えいの有無の把握に努める。

第3章 推進・点検体制

1 プランの策定・進行管理（P l a n）

おおた環境基本計画推進会議及びおおた環境基本計画推進会議幹事会において、プランを策定し、その後の進行管理をおこなう。

2 各部局によるプランの推進（D o）

（1）推進責任者、推進員の設置、取組

- ① 各課の課長を「推進責任者」とし、課におけるプラン推進の責任者とする。
- ② 各係の係長を「推進員」とし、係におけるプラン推進の責任者とする。
- ③ 「推進責任者」は、「推進員」を統括し、各課における環境配慮を徹底する。
- ④ 「推進員」は、係員一人ひとりにプランを周知し、日常的な環境配慮を徹底する。
- ⑤ 全職員がプラン内容を理解し、目標達成に向けて、全力を挙げて取り組む。

（2）推進状況の報告

庁舎管理者、指定管理者、委託契約の受託者等は、所管施設の①電気使用量（昼間電力、夜間電力）、②都市ガス使用量、③地域冷暖房熱量、④施設に係る燃料（重油、軽油、灯油、LPG）使用量、⑤上水道使用量、⑥コピー用紙使用量、⑦廃棄物排出量、⑧建物延床面積を把握し、毎年、環境清掃部に報告する。ただし、委託契約の受託者がエネルギー使用量等を把握できない場合は、庁舎管理者（所管課）が報告する。

（3）省エネ法、温対法、環境確保条例に基づく報告

平成22年度の省エネ法、温対法、環境確保条例の改正による報告義務に伴い、庁舎管理者、指定管理者、委託契約の受託者等は、その提出と公表に必要なデータ（上記2（2））及び庁舎等ごとの報告書を提出部局（区長部局は環境清掃部、教育部局は教育総務部）に報告する。

3 プランの点検（C h e c k）

- （1）各部局は実績報告を環境清掃部に提出する。また、推進責任者・推進員等は、実績報告を事前に点検し、取組が不十分の場合には改善策についても報告する。（内部監査）
- （2）環境清掃部は、各部局からの実績報告等をもとに、プランの進捗状況をまとめる。
- （3）必要に応じて関係所属で構成する「ワーキンググループ」を開催し、プランの進捗状況と実態調査等をもとに、課題の対策等を検討する。
- （4）環境清掃部は、プランの進捗状況とワーキンググループの提言をまとめ、おおた環境基本計画推進会議に報告する。

4 プランの見直し (Action)

おおた環境基本計画推進会議は、プランの進捗状況報告とワーキンググループの提言をもとに、必要に応じ、次年度以降の目標や取組内容について見直しをおこなう。

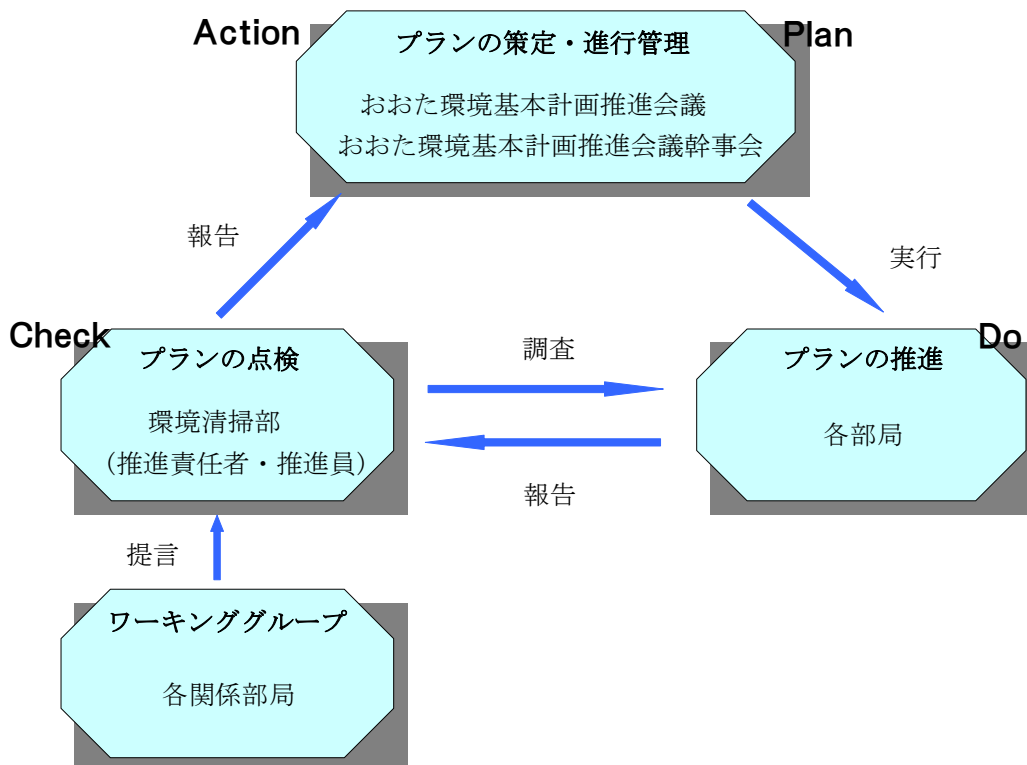
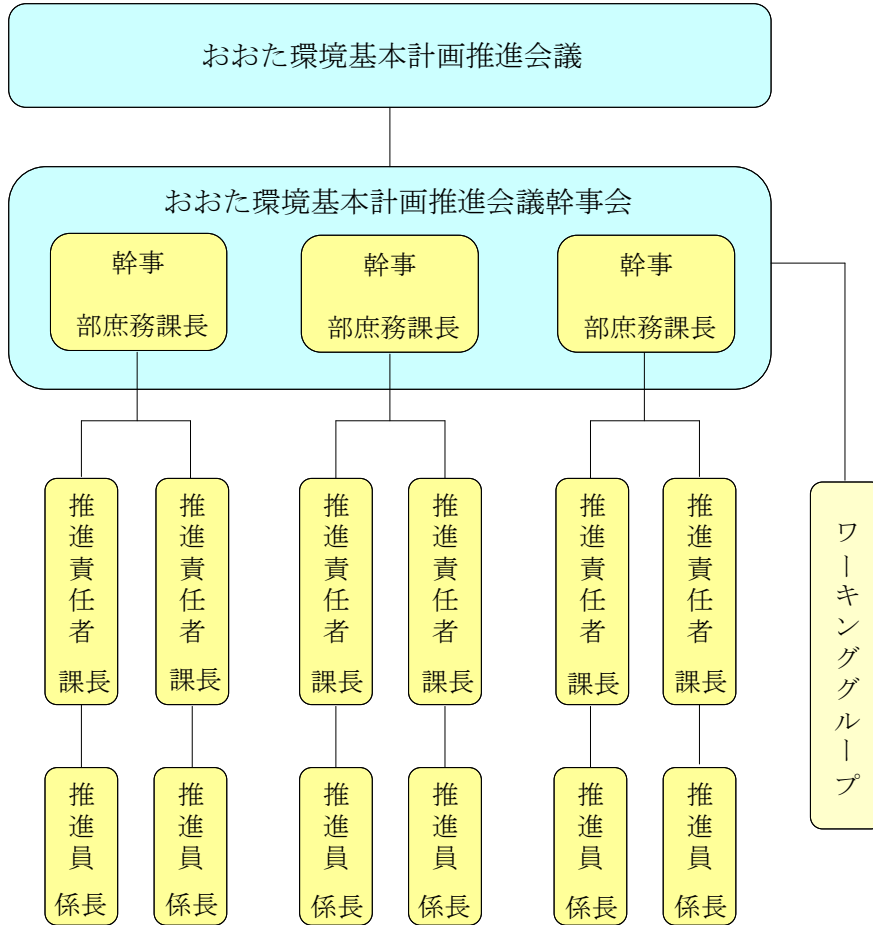
5 研修等

- (1) 環境清掃部は、環境に関する情報提供、啓発をおこなう。
- (2) 推進責任者、推進員、施設管理者等を対象に環境に関する研修をおこなう。
- (3) 昇任研修等で、当プランに関する研修をおこなう。

6 結果の公表

おおた環境基本計画推進会議は、プランの進捗状況、点検結果等をホームページ等により公表する。

＜推進・点検体制図＞



資料（削減目標、算出方法、用語解説等）

1 二酸化炭素（P3）

（1） 二酸化炭素排出量の削減目標の考え方

国、東京都の温暖化効果ガス等の削減目標は以下のとおりである。

- 国の中期目標（平成 27 年 7 月）
 - ・ 2030 年度（平成 42 年度）までに温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減
- 東京都の目標（平成 28 年 3 月）
 - ・ 2030 年度（平成 42 年度）までに温室効果ガス排出量を 2000 年度（平成 12 年度）比 30%削減
 - ・ 2030 年度（平成 42 年度）までにエネルギー消費量を 2000 年度（平成 12 年度）比 38%削減
- 省エネ法の目標
 - ・ エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1%以上低減

本プランの二酸化炭素排出量の削減目標は、国の中期目標を参考にして、「2019 年度（平成 31 年度）までに 2009 年度（平成 21 年度）比 15%削減」と設定した。

国の中間目標と本プランとでは、基準年度、目標年度が異なる。

国の中間目標を本プランの基準年度、目標年度に適用すると、二酸化炭素排出量は平成 31 年度までに 15%削減が必要となる。

（2） 二酸化炭素排出量の算出方法

本プランにおいては、①電気使用量（昼間電力、夜間電力）、②都市ガス使用量、③地域冷暖房熱量、④施設に係る燃料（重油、軽油、灯油、LPG）使用量にそれぞれの排出係数を乗じて二酸化炭素の排出量を算出することとする。

CO₂ 排出係数（二酸化炭素換算）

電気	0.418 kg-CO ₂ /kWh	燃 料	重油	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
都市ガス	2.19 kg-CO ₂ /m ³		軽油	2.58 kg-CO ₂ /ℓ
地域冷暖房熱量	0.057 kg-CO ₂ /MJ		灯油	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
			L P G	3.00 kg-CO ₂ / kg

CO₂ 排出係数について、電気は東京電力公式ホームページ、都市ガスは東京ガス公式ホームページを参照。地域冷暖房熱量、重油、軽油、灯油、LPG は、環境省「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」を参照。

（注） 排出係数は年度により変動する場合があるが、本プランでは経年比較のために基準年度である平成 21 年度の係数を使用する。ただし、東京電力以外の電力会社と電力需給契約を結んだ施設がある場合は、契約する電力会社の最新の排出係数を使用する。

2 エネルギー消費原単位 (P3)

(1) エネルギー消費原単位の削減目標の考え方

本プランのエネルギー消費原単位の削減目標は、二酸化炭素排出量の削減目標に準拠して、「2019年度（平成31年度）までに2009年度（平成21年度）比15%低減」と設定した。

エネルギー消費原単位とは、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算量）を分子とし、エネルギーの使用と密接な関係をもつ値（本プランでは建物延床面積）を分母とした単位である。

庁舎等の増減による影響を受けない数値と考えられる。また、調査・算定項目を庁舎等で使用する電気、都市ガス、地域冷暖房熱量、燃料の使用量とし、これを省エネ法に基づき原油換算した数値をエネルギー使用量とした。

(2) エネルギー消費原単位の算出方法

本プランにおいては、①電気使用量（昼間電力、夜間電力）、②都市ガス使用量、③地域冷暖房熱量、④施設に係る燃料（重油、軽油、灯油、LPG）使用量を省エネ法に基づき原油換算した値を分子とし、庁舎等の建物延床面積を分母として原単位を算出することとする。

3 グリーン購入に関連する環境ラベルの紹介 (P7)

 <p>エコマーク</p>	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISOの規格に則ったわが国唯一のタイプI環境ラベル制度。環境省所管の（公財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されている。（詳細）http://www.ecomark.jp/</p>
 <p>統一省エネルギーラベル</p>	<p>「統一省エネルギーラベル」が表示される製品は、エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気便座・蛍光灯器具（家庭用）の5種類。機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について、「多段階評価制度」による5つの★マークと「省エネラベリング制度」による年間消費電力量や年間の目安電気料金等を組み合わせた統一省エネルギーラベルの表示をしているもの。（詳細）http://www.eccj.or.jp/machinery/labeling_program/</p>
 <p>省エネルギーラベル</p>	<p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している場合はマークを緑色の表示、達成していないものはオレンジ色の表示。統一省エネルギーラベルが表示されない家電製品を購入する際、緑色のマークが、省エネ性能が高い製品を選ぶ目安になる。（詳細）http://www.eccj.or.jp/labeling/</p>
 <p>国際エネルギースターマーク</p>	<p>パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。（詳細）http://www.energystar.jp/</p>

4 用語解説

●環境マネジメントシステム (EMS)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。

環境マネジメントシステム (EMS) の例

①ISO14001

ISO (国際標準化機構) が発行している。PDCA サイクルに基づく EMS の国際的なガイドラインである。国内の普及率が非常に高く、40 を超える審査登録機関と連携を図り、普及させている。

②エコアクション 21 (EA21)

環境省が推奨している、広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした、PDCA サイクルに基づく EMS 規格である。

③LAS-E

「環境自治体会議」の附属機関である NPO「環境政策研究所」が開発した環境自治体政策規格「環境自治体スタンダード」の略称。環境自治体として環境配慮や環境政策に取り組むための仕組を自治体が確立運用するための EMS 規格である。

④エコステージ

グリーン調達とアカウンタビリティ (説明責任) を推進するため、環境への配慮がいかに関業に役立っているかを評価し、「システム」と「パフォーマンス」の継続的改善を行う「有限責任中間法人エコステージ協会」が実施している EMS の一手法である。

●GWP (地球温暖化係数)

二酸化炭素を基準として、温室効果ガスの温暖化能力を表した数値。

●再生可能エネルギー

石油・石炭・天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽光・太陽熱・水力・風力などの自然が再生することが可能なエネルギーのこと。これらは、人間が使用しても自然が再び生み出すことができる。

●デマンド監視装置

刻々と変化する電気の使用量を常時監視し、管理目標として設定された数値を超過しないように警報やランプで知らせる装置。電力のピークカット対策として設置される。

●LED照明

LED とは、電流を流すと発光する半導体素子の一種。LED 蛍光灯は一般の蛍光灯より消費電力が少なく、長寿命のため、CO₂ 削減や環境保全に貢献できる。また取り換える手間も大幅に削減できる。

●カーボンフットプリント (CFP)

「カーボンフットプリント (CFP)」とは、製品のライフサイクル全体を通して排出された温室効果ガスを CO₂ に換算し、消費者が製品を選択する際の一つの指標となるように、ラベルなどを用いて分かりやすく表示する仕組のことである。「原材料調達→生産→流通・販売→使用・維持・管理→廃棄・リサイクル」といった製品のライフサイクル全体を考慮することから、LCA (Life Cycle Assessment) の考え方を利用していると言える。

●エコマテリアル

Environmental Conscious Materials（環境を意識した材料）から生まれた造語で、「優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、しかも人に優しい材料及び材料技術と定義される。

●VOC（揮発性有機化合物）

常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物の総称。トルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどを指し、溶剤、燃料として幅広く使用されている。環境中に放出されると、公害などの健康被害を引き起こす。

●ESCO事業

ESCO事業者がビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保障する事業。原則として、省エネルギー改修工事に要した資金(初期投資)・金利返済・ESCO事業の経費等の全ては、省エネルギー化による経費削減分で賄われる。

●地域冷暖房

一定地域内の建物群に熱供給設備（地域冷暖房熱源の供給拠点）から、冷水・温水・蒸気などの熱媒を地域導管を通して供給し、冷房・暖房・給湯を行うシステム。